

第13章 建設業



(上) 女性技術者との交流会



(左) ひろしま建設フェア 2019

(下) 建築科学学生向け現場見学会



1 建設産業の課題に対する取組

建設産業は、これまで県民生活に欠くことのできない住宅・商業施設の整備や、生産・物流等の経済活動に不可欠な社会資本整備の担い手として、また、地域経済、特に中山間地域においては、経済・雇用を支える重要な産業として大きな役割を果たしてきた。

また、県民が道路などの公共土木施設を安全で快適に利用できるよう、道路維持業務や除雪などの社会資本の適正な維持管理の担い手としても活躍してきた。

さらに、大雨や地震などの災害発生時には、地域に精通した建設事業者が応急復旧などの迅速な対応を行ってきており、戦後最大級の被害をもたらした平成30年7月豪雨災害において、その重要性が改めて認識されたところである。

しかしながら、建設産業は、厳しい経営環境に置かれており、かつて拡大を続けていた建設投資は、県内では平成3年度にピークを迎えた後に減少を続け、平成20年度以降はピーク時の5割を下回っている。

また、建設産業は、高齢化が進み、若年者等の入職者も少ないことから、技術者や技能労働者などの建設産業従事者が不足し、施工体制の弱体化などが懸念されている。

こうしたことから、県内においても、将来的には、地域によっては「社会資本整備の担い手」の空白地帯が発生し、地域経済や県民の安心で安全な生活に支障が出るのが懸念されている。

本県では、「社会資本未来プラン」の関連計画として平成23年度に策定した「広島県建設産業ビジョン2011」及び「入札契約制度中期計画」の計画期間の満了に伴い、新たに「広島県建設産業ビジョン2016」を策定し、将来にわたって「地域における社会資本整備の担い手が確保されつづけている状態」に向けて具体的な取組を実施していくこととしている。

(1) 建設業の担い手確保・育成の推進

令和元年度の建設業の担い手の確保・育成策については次のとおりである。

ア 学生向け魅力発信・就職支援の取組

(ア) 建設企業ガイダンス

土木系学科及び建築学科に所属する就職活動間近の高校生を対象に、建設企業ガイダンスを開催。

(イ) 土木系学生向け説明会

土木系高校等において、若手技術者との意見交換や工事現場見学を通じた説明会を開催。

(ロ) 建築科学生向け現場見学会

建築科の学科を対象とし、工事現場見学を開催。

(ハ) 高校生資格取得支援

2級土木施工管理技士資格取得支援の受験講座を開催。

(ニ) 女子学生と女性技術者との交流会

女子学生を対象に、女性技術者との交流会を開催。

イ 小中学生等向け魅力発信の取組

(ア) ひろしま建設フェア2019

広島市内において、業界団体と連携した体験型イベントを開催。

(イ) 小中学校出前講座・現場見学会

公共事業や建設業のイメージアップや理解浸透のため、小中学校出前講座を開催。

(ロ) 図書館での建設業魅力発信展示

主に子供向けの資料の配布や展示、建設重機や土木構造物、建築物等の魅力に関する図書の巡回展示を、広島市内の図書館で実施。

(エ) **建設業魅力発信新聞の配布**

県内の中学生に、建設業や工業高校の魅力を紹介する新聞を配布。

ウ **建設業における人材確保育成の取組**

(7) **若手技術者セミナー**

若年者の離職対策として、県西部で若手技術者セミナーを開催。

(イ) **技術者育成セミナー**

中山間地域での担い手確保に向けた取組として、技術者育成セミナーを開催。

(2) **入札・契約制度の改善**

令和2年度の建設工事等に係る入札・契約制度の主な改正については、次のとおりである。

ア **担い手の確保の取組**

(7) **週休2日交替制モデル工事の導入**

技術者等の休日日数で週休2日に取り組む「週休2日交替制モデル工事」を「受注者希望型」で導入。

イ **生産性向上を図るための取組**

(7) **CIM推進モデル業務の試行拡大**

地質調査や橋梁等の構造物設計業務について、3次元モデルと各部材等の属性情報を組み合わせた業務（CIMモデル）を実施。

(イ) **ICT活用工事（土工）の試行開始**

土木工事において、施工プロセスの全ての段階に情報通信技術（ICT）を取り入れる「ICT活用工事（土工）」の試行を実施。

2 **建設業の許可**

建設業の健全な発展を促進し、適正な建設工事を確保するため、昭和24年に建設業法が制定され、同法の規定に基づき、一定規模以上*の建設工事を請け負うことを営業とする者は、建設業の許可を受けなければならないこととされている。

(※一定規模以上=1件の請負工事の規模が、①建築一式工事では請負代金1,500万円以上又は延べ面積150㎡以上の木造住宅工事、又は②建築一式工事以外では請負代金500万円以上の工事)

各年度末における建設業許可業者数及び年間許可申請処理件数の推移は、次のとおりである。

建設業許可業者数の推移

(単位: 者)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
知事許可業者	11,360	11,332	11,327	11,413	11,524
県内大臣許可業者	260	271	268	271	265
合 計	11,620	11,603	11,595	11,684	11,789

年間許可申請処理件数（知事許可）

(単位: 件)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
新 規	482	510	510	393	460
業種追加	184	434	466	447	474
更 新	2,415	2,583	2,337	999	1,563
合 計	3,081	3,527	3,313	1,839	2,497

事務所別建設業許可業者数及び建設業許可申請処理件数

(令和2年3月31日現在)

事務所別	許可業者数			許可申請処理件数	
	知事許可業者	県内大臣許可業者	合計	知事許可業者	県内大臣許可業者
西部建設事務所	6,567 (6,481)	175 (179)	6,742 (6,660)	1,437 (1,034)	47 (55)
〃 呉支所	822 (815)	13 (13)	835 (828)	192 (149)	7 (3)
〃 東広島支所	738 (731)	14 (15)	752 (746)	167 (141)	3 (2)
東部建設事務所	3,038 (3,025)	59 (60)	3,097 (3,085)	629 (461)	14 (17)
北部建設事務所	359 (361)	4 (4)	363 (365)	72 (54)	1 (2)
合計	11,524 (11,413)	265 (271)	11,789 (11,684)	2,497 (1,839)	72 (79)

(注) 1 () は、平成31年3月31日現在の数である。

2 県内大臣許可申請処理件数については、国土交通大臣に係る法定受託事務として処理(経由)した件数である。

3 経営に関する事項の審査

経営事項審査は、公共性のある施設又は工作物に関する建設工事を発注者から直接請負おうとする建設業者に対して受けることが義務付けられている審査で、公共工事に参加する建設業者の企業力を経営規模等により適正に評価するための制度である。

平成30年度の改正では、建設産業における社会保険の加入促進に向けた取組の一環として、社会保険未加入企業等への減点措置の厳格化が図られることとなった。また、地域力の強化の観点から、防災活動への貢献の状況の加点幅の拡大及び建設機械の保有状況の加点方法の見直しが行われた。

なお、令和元年度における審査件数は、次のとおりである。

経営事項審査件数

(令和2年3月31日現在)

事務所別	知事許可業者	大臣許可業者
西部建設事務所	1,260	99
〃 呉支所	329	9
〃 東広島支所	248	8
東部建設事務所	946	39
北部建設事務所	151	3
合計	2,934	158

(注) 大臣許可業者審査件数については、国土交通大臣に係る法定受託事務として処理(経由)した件数である。

4 入札参加資格審査

県が発注する建設工事等の競争入札等に参加しようとする建設業者に係る入札参加資格申請については、隔年で受け付けており、令和元・2年度分については、平成30年11月に受付を行い、令和元年5月、7月、10月及び令和2年2月、5月、9月に追加の受付を行う。資格認定は、各業者の経営事項審査結果(客観的事項)と県工事成績、県の指名除外等の状況(主観的事項)を総合して行っており、一部の業種を除き業種ごとに3~4の等級に区分し、これを発注の標準とする請負対象設計金額と対応させて定めている。

一方、測量・建設コンサルタント等業務の委託契約の競争入札等に参加しようとする業者についても、建設工事等と同様に隔年で入札参加資格申請を受け付けている。資格認定は、業務実績高や技術者の状況等(客観的事項)と県の指名除外等の状況(主観的事項)を総合して行っており、その他業

務を除き分野ごとに3つの等級に区分し、これを発注の標準とする設計金額と対応させて定めている。
令和2年3月31日現在における資格認定者数は、次のとおりである。

建設工事等入札参加資格認定状況 (令和2年3月31日 現在)

	入札参加資格認定者数		
	建設工事等		コンサルタント等
	知事許可業者	大臣許可業者	
県内	2,080	134	347
県外	67	589	468
合計	2,147	723	815

(注)「県内」、「県外」については、建設工事等は主たる営業所、コンサルタント等は登録簿上の本店の所在地により区分している。

5 建設工事の紛争処理

建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るため、広島県建設工事紛争審査会を設けその処理に当たるとともに各種建設工事の紛争相談に応じている。

なお、令和元年度に広島県建設工事紛争審査会において処理した件数は、次のとおりである。

建設工事紛争取扱件数 (単位：件)

年度	手続	前年度 繰越件数 (A)	当年度 申請件数 (B)	当年度 取扱件数 (A+B)	当年度 終了件数 (C)	未処理 件数 (A+B-C)	審理開催 回数
令和元	あっせん	0	1	1	1	0	0
	調停	0	1	1	1	0	3
	仲裁	0	0	0	0	0	0
	合計	0	2	2	2	0	3

6 建設機械の打刻及び検認

建設機械抵当法に基づき、建設機械に関する動産信用の増進により建設工事の機械化の促進を図るため建設機械に打刻し、また、打刻の検認事務を行っている。(令和元年度：実績無し)

7 浄化槽工事業の届出・登録

昭和60年10月に浄化槽法が施行され、浄化槽工事業を営む者(浄化槽工事業者という。)は都道府県知事への登録が義務付けられた。

また、建設業法に基づき、土木工事業、建築工事業又は管工事業の許可を受けている建設業者で浄化槽工事業を営む者(特例浄化槽工事業者という。)は、登録にかえて届出が義務付けられた。

なお、浄化槽工事業者・特例浄化槽工事業者数の推移は、次のとおりである。

浄化槽工事業者・特例浄化槽工事業者数の推移 (単位：者)

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
浄化槽工事業者	県内	83	82	85	79	75
	県外	1	1	1	1	0
	合計	84	83	86	80	75
特例浄化槽工事業者	県内	682	665	669	629	635
	県外	92	91	96	81	80
	合計	774	756	765	710	715

8 解体工事業者の登録

建設廃棄物の適正な処置を目的として、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）が平成12年5月に制定され、平成13年5月からは、同法の規定に基づき解体工事業を営む者（建設業法に基づき、土木工事業、建築工事業及び解体工事業のいずれかの建設業許可を有する者を除く。）は、都道府県知事への登録が義務付けられた。

なお、解体工事業の登録業者数の推移は、次のとおりである。

解体工事業の登録業者数

（単位：者）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
県内	137	147	154	180	221
県外	7	6	7	7	13
合計	144	153	161	187	234

9 建設工事の統計調査

建設工事及び建設業の実態を把握するため行うもので、国の基幹統計として建設工事受注動態統計調査（毎月1回）及び建設工事施工統計調査（年1回）を実施している。

